

発議第26号

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部改正について

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和5年12月20日

伊勢市議会議員 鈴木 豊 司

伊勢市議会議員 辻 孝 記

伊勢市議会議員 大西 要 一

伊勢市議会議員 中村 功

伊勢市議会議員 楠木 宏 彦

伊勢市議会議員 西山 則 夫

伊勢市議会議員 浜口 和 久

伊勢市議会議員 宿 典 泰

記

伊勢市条例第 号

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員政治倫理条例（平成29年伊勢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第4条第1項中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、配偶者等の請負の規制を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(市との契約に関する遵守事項)</p> <p><u>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族(1親等内の血族及び姻族をいう。)<u>又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人その他の団体は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。</u></p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては<u>法第18条</u>に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>

発議第 27 号

常任委員会 閉会中継続審査・調査申出事件一覧表

1 総務政策委員会

(1) 事件

ア 郷土資料館の整備に関する事項

(2) 理由

上記事件について、詳細な調査・検討を行う必要があるため

(3) 期間

調査終了まで

発議第 28 号

子どものために「保育士配置基準改善の制度化」と、「保育士増員のための労働条件改善」を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 5 年 12 月 20 日

伊勢市議会教育民生委員会

委員長 宮 崎 誠

子どものために「保育士配置基準改善の制度化」と、
「保育士増員のための労働条件改善」を求める意見書

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増加している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、2023年6月13日に「こども未来戦略方針」を閣議決定しました。その中で、75年ぶりの配置基準改善として、「1歳児の子ども6人に対し、保育士1人の基準を5対1にする」、「4・5歳児の子ども30人に対し、保育士1人の基準を25対1に改善する」ことが盛り込まれました。この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること（配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での「加算対応」でなく、「基準の改定」で制度化し実施する。）。
2. 保育士不足の状況から、各職場で増員が図れるように保育士等の賃金引き上げなど労働条件改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

伊勢市議会議長 藤原 清史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)
こども家庭庁長官

殿